校長室から

ひがしなら通心

（R元年度）

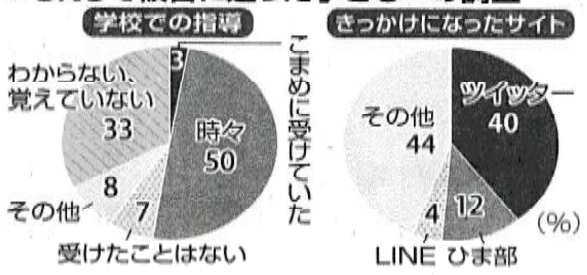
茨木市立東奈良小学校　川上　隆　No. 54

令和元年１２月１２日（木）発行

ある新聞記事より

読売新聞１２／１１（水）より

SNSで被害に遭った子どもへの調査



※警察庁まとめ、2018年

スマホを持つ子どもが増える中、SNSを通じて犯罪に巻き込まれるケースが相次いでいる。11月には、大阪市の女児が男に連れ出され、栃木県の交番で保護される「女児誘拐事件」も起きた。子どもを守るために、どう対処すべきなのか。3氏に聞いた。

女児誘拐事件　大阪市の小学６年の女児(12)が11月17日に行方不明となり、同23日に栃木県小山市の交番で保護された。大阪府警は、女児を誘い出し、同市内の自宅で宿泊させていたとして、自称派遣社員の伊藤仁士容疑者(35)を未成年者誘拐容疑で逮捕。伊藤容疑者はツイッターに悩み事を書いた女児にメッセージを送り、「うちに来ない？」と誘って女児宅近くの公園まで迎えに行っていた。

「何が危険」保護者が知る



広島市電子メディア協議会長

開地 義明 氏

かいち・よしあき　広島市PTA協議会会長、顧問を歴任。児童・生徒にスマホ利用を午後10時までとする「10オフ運動」を広島市で推進した。電機設備会社部長。54歳。

子どもはスマホを持つと、すぐに使いこなすようになり、親の知らない世界にどんどん入っていく。非常に危ないものを持たせていると認識するべきで、保護者の役割が最も重要になる。

広島市が青少年と電子メディアに関する条例を定めた2008年に、市内のPTAが中心になって電子メディア協議会を設立した。インターネットや携帯電話、ゲームなどが子どもに与える問題について、保護者を啓発しようと、出前講座ができる「電子メディアインストラクター」を養成してきた。約100人が登録し、小中高校や公民館で講座を開いている。

当初は保護者が対象だったが、11年度から小中高校生にも広げた。多い年には1万3000人が受講し、今年度も12月までに44回で7800人が参加した。子どもがどうスマホを使うのかというルール作りは、保護者の責任だと強調している。時間制限、SNSの取り扱い、ゲームの課金、閲覧制限をかけるフィルタリングなどについて、子どもと話し合い、どうするか決める。最初は厳しいルールにし、不都合があれば話し合って変更すればいい。

保護者はSNSで何ができるのかを知らないことが多い。ゲーム機もインターネットとつながり、知らない人とも接触できる。子どもと一緒に使い、どんな機能があり、何が危ないのかを知ってほしい。日頃からネットのことを話題にできるようにしたほうがいい。

講座の出席者からは「いつ子どもにスマホを与えればいいか」とよく聞かれるが、各家庭の状況によって違うだろう。わが家では、外出しても連絡が取れるように、長男は12年前に中学2年で携帯電話、長女は5年前に中学1年でスマホを持たせた。注意すべきは、あくまで親のスマホを子どもに貸す形にすべきだということ。誕生日などでプレゼントすると、子どもは「自分のもの」と勘違いし、親が関与しにくくなる。

SNSを使う子どもは被害者にも加害者にもなる可能性がある。広島県でも13年、LINEでのけんかが発端になって少女が暴行を受け、殺害された事件があった。少年少女ら7人が逮捕され、うち2人はLINEだけの仲間で、面識もなかった。危険性を知れば、厳しい対応もできる。

講座に来る保護者は危機意識があるが、「SNSの何が危ないの？」という感覚の大人もいる。学校、地域も含めて問題を共有していく必要がある。子どもが初めてはさみを使った時、自転車に乗った時、親は事故がないように子どもを見守ったはずだ。その気持ちを忘れてはいけない。

（生活教育部　鈴木隆弘）

SNS犯罪から子どもを守る

個人情報（自分や友達の写真も）を載せない、送らない！

個人情報はトラブルの原因にもなります。一度送信したらネット上から完全に消せません。

・よく知らない人に自分や友達の連絡先を教えると、悪用されることもあります。
・どのような相手であっても他人に見られて困るような画像は送らないようにしよう。
・位置情報、背景などであなたの居場所が分かってしまうと危険なこともあります。
・はだを露出しすぎた写真は、悪用されたり児童ポルノ禁止法などの罪に問われたりする場合もあります。

SNSなどネット上で知り合った人と直接会わない！

ネット上では、悪い大人がみなさんに近づこうとしていることがあります。

・SNSなどネット上で知り合った人とのトラブルが増えています。同じ趣味で話が合う、自分の話を聞いてくれるからといって一人でその人と直接会うのは、やめましょう。
・ネット上では、別人になりすますこともできます。信用しすぎは危険です。

もしも不安や心配なことがあったら、相談してね！

・知らない人からのSNSのメッセージや連絡。道で名前を呼び止められた。ネット上で知り合った人に遊びに誘われた。ネットに関係なく嫌なことや不安なことがあるときは、そのままにしないで保護者や先生など身近にいる大人や相談先に必ず相談してください。必ず守ります！

＊すこやか教育相談「すこやかホットライン」
（平日９：３０～１７：３０）
06-6607-7361
＊子ども家庭相談室(月火木の10：00~20：00)
0120-928-704
＊LINE相談(月の18：00~21：00)
「すこやか相談@大阪府」
＊少年総合相談 グリーンライン
（平日９：００～１７：４５）
06-6944-7867

利用ルール 低学年から



江戸川大教授

玉田 和恵 氏

たまだ・かずえ　東京工業大大学院社会理工学研究科修了。専門は情報教育、教育工学。文部科学省の「学校における携帯電話の取扱い等に関する有識者会議」委員。56歳。

ネットで犯罪に巻き込まれないようにするためには、手口について知識を与え、危険なサイトに近づかないよう教えればいいと考えられてきた。しかし、今回の事件のように、子どもが日常的に使うSNSを通じて、親切を装った大人が近づいてくると、危険を認識するのは難しい。防ぐには、ネットで知り合った人に誘われて会うのは不安だ、と本人やその友達の誰かが感じ、思いとどまったり、身近な大人に相談したりする必要がある。そのためには、ネットの特性を理解させることが重要だ。

SNSへの書き込みは公開性があり、発信した情報は消せないという記録性がある。誰でも発信可能なネット上には信用できない情報も流れている。対面ではないため伝わりにくく、感情的になりやすい。こうした特性を子どもがスマホを持つ前に教え、節度や思慮といった日常モラルも身につけさせ、正しい判断ができるように育てなければならない。

スマホ利用が低年齢化している現状を考えると、小学1～3年生ぐらいに学校で繰り返し教えるのが効果的だろう。赤信号で渡ってはいけないという交通ルールを教育するのと同じだ。年齢が上がっていくと、実際に使用して困っていることなどを生徒同士で話し合い、学校での使い方のルールを考えさせるといい。

もちろん、最終的な責任は保護者にあるのだが、全ての保護者が知識をもっているわけではない。なるべく多くの保護者がそろう小学校の入学式や入学前説明会で伝え、各家庭でのルールづくりや定期的に確認する重要性など具体的な対策を指導することが必要だ。

基本的な特性や日常モラルは変化しないので学校で教えられるが、機能やサービスは変わり、機器によっても異なる。最近では、保護者のスマホから子どものスマホを管理するペアレンタルコントロールというサービスもある。事業者が販売するときに、保護者と子どもに機器の特徴や想定されるリスク、対策について詳しく伝える講習をするべきだろう。事業者に講習の実施を義務づける仕組みを国が整えるべきだ。

子どもが被害に遭う以外にも様々な問題が起きている。不適切な情報の発信や、コミュニケーションによるトラブルで子どもが他者に迷惑をかける問題もあり、ネット依存やネットの偏った情報を全てだと思い込んでしまう問題も深刻だ。スマホを持つことによるリスクを考えれば、少なくとも小学生のうちは持たせないという選択肢もある。

（編集委員　沢田幸子）

現実の中「居場所」与えて



NPO法人「チャイルドライン支援センター」専務理事

高橋 弘恵 氏

たかはし・ひろえ　2000年に愛知県で有志と子どもの電話相談の活動を開始。不登校やいじめ、性の悩みなどに向き合ってきた。19年から現職。59歳。

約20年間、18歳以下の子どもの悩みなどを聴いてきた。センターと連携する全国の68団体のボランティアが、電話とオンラインチャットで相談を受け付けており、年間約20万件の連絡がある。

小学生でも3、4年前から、知らない相手と連絡を取ったことで問題に巻き込まれるという話を聞くようになった。「優しい人だから大丈夫だと思い、自分の写真を送ってしまった」「相手が最初は優しかったが、ツイッターのダイレクトメッセージでやり取りするうちに命令してくるようになってきた。怖くて拒否できない」といった内容だ。

なぜ、知らない相手に心を許してしまうのか。子どもは「理解してもらいたい」「共感してもらいたい」と強く求めているからだ。

親や友達とうまくいかない時、「こんな家にいたくない」「学校が嫌だ」という感情を持つことは誰にでもあり得る。でも、親や先生には相談できる雰囲気ではないという子どもにとって、SNSは気軽に気持ちや弱音を吐き出せる場所になっている。

SNSでは、会ったことがなくても、文字のやり取りだけで関係が結べた感覚になる。「家出したい」などと投稿すれば、短時間で大人からたくさん連絡が来る。「わかってくれた」と思って信用してしまう。

しかし、子どもにSNSを使わせないだけで解決になるとは思わない。子どもは習い事や塾などで忙しい。SNSでは、好きなアニメやゲームなど共通の話題で誰かと盛り上がることもでき、息が抜ける居場所の一つとしては悪くない。

問題は、SNSだけが居場所になり、過度に依存してしまうことだ。周囲の大人は、自分たちが子どもの居場所を作れているか、振り返ってみてほしい。

例えば、悩みがあり、「家出したい」と投稿するか、しないか。実際にそういう投稿をしたいと思う子どもはたくさんいる。しかし、周囲の大人から「大丈夫だよ」と声をかけてもらえたら、そこに至らないかもしれない。居場所があれば、問題から距離を置くことができる。

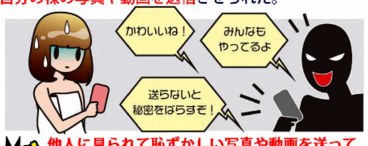
私たちの窓口に子どもが連絡してくるのは、「誰かに話を聴いてほしい」という理由が一番多い。私たちは「否定しない」「とにかく聴く」を大事にしている。解決しなくても、それだけで救われる子どもがいる。共感して聴いてくれる存在が求められている。

子どもを否定せず、存在を受け止めてほしい。弱音を吐ける居場所があれば、SNSの危険の中に踏み込んでいかなくても済む。現実の中で悩みながら成長する力が身につくはずだ。

（社会部　山本芙菜子）

CASE1　自画撮り被害に注意

女子小学生（9歳）は、SNSで知り合った男と親しくなっていくうちに「服を着替えられる？」等と言葉巧みに誘導され、スマートフォンの無料通信アプリで自分の裸の写真や動画を送信させられた。



STOP! 他人に見られて恥ずかしい写真や動画を送ってはいけません。写真や動画を一度送ってしまうと、回収が困難で、取り返しのつかないことになります。

児童ポルノ製造被害

CASE2　悩み相談から…誘拐された

女子中学生（14歳）は、SNSで知り合った男に、無料通信アプリで悩みを相談していたところ、「慰めてあげる」等言葉巧みに誘い出され、加害者の自宅に連れ込まれた。

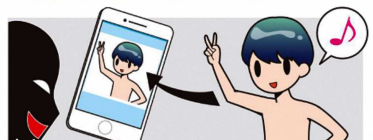


STOP! インターネットで知り合った相手と実社会で会うと深刻な被害につながることがあります。インターネットのやりとりだけでは、相手の本当の素性はわかりません。

未成年者誘拐被害

CASE3　男子も被害にあっている

男子小学生（11歳）は、動画投稿サイトに自身が映る動画を投稿していたところ、加害者に目を付けられ、無料通信アプリを通じて、女の子になりすました加害者に自分の裸の写真を送信させられた。



STOP! 性被害にあっているのは女子だけではありません。男子も注意が必要です。

児童ポルノ製造被害

CASE4　交際相手に裸の写真を拡散された

女子中学生（14歳）は、交際相手（15歳）に裸の写真を求められ、「送ってくれないなら別れる」等と追い込まれて自分の裸の写真を送ってしまった。その後、交際を断ったところ逆恨みされ、インターネット上に自分の裸の写真を拡散されてしまった。



STOP! 裸の写真を一度送ってしまうと、それをネタに更にひどい被害を受けることになります。どんな理由をつけられても、誰にもそのような写真を送ってはいけません。

児童ポルノ製造・提供被害